

改定		現行		改定の内容
現場掲示が必要な標識類 標識種別と掲示場所・寸法等		現場掲示が必要な標識類 標識種別と掲示場所・寸法等		
番号		番号		
①	<b>施工体系図</b>  <p>掲 示 場 所：工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。(両方を兼ねることも可)</p> <p>標 識 寸 法：規定なし(読みやすい大きさにすること)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法 第24条の8第4項 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項(施工体制台帳の作成及び提出等)</p> <p>記 載 事 項：建設業法施行規則 第14条の6によること</p> <p>※一次下請となる場合のみ警備業者についても記載すること。 (施工体制の点検要領 8. 施工体制の把握における留意点(3))</p> <p>※前記を除き、運送専門業者・設置工事を含まない資材納入業者等、建設業以外の業者は記載不要。</p>	<b>施工体系図</b>  <p>掲 示 場 所：工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。(両方を兼ねることも可)</p> <p>標 識 寸 法：規定なし(読みやすい大きさにすること)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法 第24条の8第4項 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項(施工体制台帳の作成及び提出等)</p> <p>記 載 事 項：建設業法施行規則 第14条の6によること</p> <p>※一次下請となる場合のみ警備業者についても記載すること。 (施工体制の点検要領 8. 施工体制の把握における留意点(3))</p> <p>※前記を除き、運送専門業者・設置工事を含まない資材納入業者等、建設業以外の業者は記載不要。</p>	様式の変更(改定された様式に変更)	
②	<b>建設業の許可票</b>  <p>掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上 ※B4(257mm×364mm)、A3(297mm×420mm)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法 第40条(標識の掲示) 建設業法施行規則 第25条(標識の記載事項及び様式) 【別記様式第二十九号】</p> <p>※発注者から直接請け負ったものに限る。(元請業者のみ) ※無許可業者、及び建設業法に基づかない警備業者・運送専門業者等は掲示不要。</p> <p>※許可内容を明らかに誤認させるような表示は、業法で禁止されているので注意が必要。建設業法 第40条の2(表示の制限)</p>	<b>建設業の許可票</b>  <p>掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上 ※B4(257mm×364mm)、A3(297mm×420mm)</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設業法 第40条(標識の掲示) 建設業法施行規則 第25条(標識の記載事項及び様式) 【別記様式第二十九号】</p> <p>※発注者から直接請け負ったものに限る。(元請業者のみ) ※無許可業者、及び建設業法に基づかない警備業者・運送専門業者等は掲示不要。</p> <p>※許可内容を明らかに誤認させるような表示は、業法で禁止されているので注意が必要。建設業法 第40条の2(表示の制限)</p>	元号を平成から令和に変更	
③	<b>解体工事業者登録票</b>  <p>掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条(解体工事業者の登録) 第33条(標識の掲示) 解体工事に係る登録等に関する省令 第8条(標識の掲示)【別記様式第7号】</p> <p>※土木工事業、建築工事業又は<b>解体工事業</b>の建設業許可を持たない者が解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請に係わらず解体工事業者の登録※と、解体工事業者登録票の掲示が必要。 ※登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要。</p>	<b>解体工事業者登録票</b>  <p>掲 示 場 所：公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上</p> <p>掲 示 の 根 拠：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条(解体工事業者の登録) 第33条(標識の掲示) 解体工事に係る登録等に関する省令 第8条(標識の掲示)【別記様式第7号】</p> <p>※土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業の建設業許可を持たない者が解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請に係わらず解体工事業者の登録※と、解体工事業者登録票の掲示が必要。 ※登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要。</p>	元号を平成から令和に変更  建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の改正による文言の変更	
⑤	<b>労災保険関係成立票</b>  <p>掲 示 場 所：事業場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上、地色：白 文字：黒</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働者災害補償保険法施行規則 第49条(法令の要旨等の周知) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条(建設の事業の保険関係成立の標識)</p>	<b>労災保険関係成立票</b>  <p>掲 示 場 所：事業場の見やすい場所に掲示する。</p> <p>標 識 寸 法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上、地色：白 文字：黒</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働者災害補償保険法施行規則 第49条(法令の要旨等の周知) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条(建設の事業の保険関係成立の標識)</p>	元号を平成から令和に変更	

改定		現行		改定の内容																				
<p>⑧ 作業主任者(単独の例と一覧表の例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>型わく支保工の組立て等 作業主任者の職務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。</li> <li>材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。</li> <li>作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。</li> </ol> <p>作業主任者 氏名</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>+</b>作業主任者一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>掘山の掘削作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>土留支保工作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>型わく支保工組立て等作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート造工作業の躯体等作業主任者</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>作業主任者の共通職務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する。</li> <li>材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。</li> <li>安全帯、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検をする。</li> <li>作業主任者は作業開始と作業終了を明確に指示し労働者の事故防止に努める。</li> </ol> </div> </div> <p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。 数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働安全衛生法 第14条(作業主任者) 労働安全衛生規則 第18条 (作業主任者の氏名等の周知) 労働安全衛生法施行令 第6条 (作業主任者を選任すべき作業)</p>	作業区分	氏名	掘山の掘削作業主任者		土留支保工作業主任者		型わく支保工組立て等作業主任者		コンクリート造工作業の躯体等作業主任者			<p>⑧ 作業主任者(単独の例と一覧表の例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>型わく支保工の組立て等 作業主任者の職務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。</li> <li>材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。</li> <li>作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。</li> </ol> <p>作業主任者 氏名</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>+</b>作業主任者一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>掘山の掘削作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>土留支保工作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>型わく支保工組立て等作業主任者</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート造工作業の躯体等作業主任者</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>作業主任者の共通職務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する。</li> <li>材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。</li> <li>安全帯、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検をする。</li> <li>作業主任者は作業開始と作業終了を明確に指示し労働者の事故防止に努める。</li> </ol> </div> </div> <p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。 数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働安全衛生法 第14条(作業主任者) 労働安全衛生規則 第18条 (作業主任者の氏名等の周知) 労働安全衛生法施行令 第6条 (作業主任者を選任すべき作業)</p>	作業区分	氏名	掘山の掘削作業主任者		土留支保工作業主任者		型わく支保工組立て等作業主任者		コンクリート造工作業の躯体等作業主任者		<p>掲 示 場 所：作業場の見やすい箇所に掲示する。 数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可。</p> <p>標 識 寸 法：規定なし</p> <p>掲 示 の 根 拠：労働安全衛生法 第14条(作業主任者) 労働安全衛生規則 第18条 (作業主任者の氏名等の周知) 労働安全衛生法施行令 第6条 (作業主任者を選任すべき作業)</p>	<p>労働安全衛生法で作業主任者を選任すべき作業に「玉掛」は含まれないため、作業主任者一覧表の参考様式から削除</p>
作業区分	氏名																							
掘山の掘削作業主任者																								
土留支保工作業主任者																								
型わく支保工組立て等作業主任者																								
コンクリート造工作業の躯体等作業主任者																								
作業区分	氏名																							
掘山の掘削作業主任者																								
土留支保工作業主任者																								
型わく支保工組立て等作業主任者																								
コンクリート造工作業の躯体等作業主任者																								